

入札参加についての注意事項（売払いにかかる一般競争入札用）

平成30年10月24日

地方独立行政法人 市立東大阪医療センター理事長

この注意事項は、市立東大阪医療センター（以下「医療センター」という。）が行う制限付き一般競争入札に関し必要な事項を明示したものであり、入札に参加するすべての者が入札参加の心得として活用することにより、入札を適正かつ円滑に執行することを目的とするものです。

第1 法令等の遵守

- 1 入札参加者は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程（以下「契約規程」という。）及びその他関係法令並びにこの注意事項を遵守しなければなりません。
- 2 入札参加者は、入札に際し、入札担当者の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはなりません。
- 3 入札参加者は、仕様書及び配布資料その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければなりません。

第2 入札参加資格等

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができません。

- (1) 契約規程第6条第1項の規定による公告に掲げる入札参加資格を有しない者
- (2) 公告の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消された者、入札参加停止措置又は入札参加除外措置を受けた者
- (3) 指定の日時及び場所に参加しなかった者
- (4) その他正常な入札執行を妨げる等の行為をした者又はするおそれがあると認められる者

第3 入札保証金等

入札保証金は、契約規程第8条の規定に該当する場合は免除します。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の10分の1に相当する額以上の違約金を徴収することがあります。

第4 入札の方法等

- 1 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、東大阪市に申請している印鑑（以下、「使用印鑑」）を押印のうえ、公告等により指定した日時及び場所において、所定の入札箱に

投入してください。

2 代理人をたてる場合は、委任状を入札執行前に提出してください。委任状には、次に掲げる事項を記載し、使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印してください。

- (1) 宛名（地方独立行政法人 市立東大阪医療センター理事長）
- (2) 入札日及び件名
- (3) 申請の商号又は名称及び契約先所在地
- (4) 申請の代表者又は受任者(申請時に委任状を提出、支店等で契約の場合)の職及び氏名
- (5) 代理人の氏名

3 入札書に次に掲げるものの記載・押印漏れ、誤り、訂正がある場合は、その入札は無効となります。また、鉛筆等の訂正が容易な筆記具で記入された場合も無効となります。

- (1) 件名
- (2) 金額及び円マーク(¥)
- (3) 日付(入札日)
- (4) 申請の商号又は名称及び契約先所在地
- (5) 申請の代表者又は受任者(申請時に委任状を提出、支店等で契約の場合)の職及び氏名
- (6) 代理人の氏名(入札日当日、委任状を提出のうえ代理人により入札する場合のみ)
- (7) 使用印鑑

4 提出した入札書は書換え、引替え又は撤回できません。

第5 入札の辞退

1 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができません。

2 辞退をするときは、次に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、入札辞退の旨を市立東大阪医療センター事務局総務課に連絡し、入札開始までに入札辞退届を提出してください。

(2) 入札執行中には、入札辞退の旨を入札書に記載し入札箱に投入してください。

3 入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありません。

第6 公正な入札の確保

1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わないで、独自に入札価格を定めなければなりません。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者の入札価格を聞きだす行為をしてはなりません。
- 4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

第7 入札の中止等

次のいずれかに該当するときは、入札の執行を中止又は延期することがあります。

- (1) 入札参加者が談合（連合）し、又はそれに類する行為をなし、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災地変、その他やむを得ない事由が生じたとき。

第8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない、または形式を欠いた委任状をもってした代理人の入札
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (4) 金額の表示を改ざん又は訂正した入札、金額の表示が不鮮明な入札
- (5) 同一事項に対して2通以上した入札
- (6) 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 入札に際して不正な行為のあった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

第9 開札

開札は、入札の終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立会わせて行い、その結果を口頭で発表します。

第10 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格を上回る最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

第11 くじによる落札者の決定

落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者及び順位を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

第12 再度の入札

- 1 開札をした場合において、予定価格を上回る価格の入札がないときは、直ちに、再度

の入札を行います。

- 2 再度の入札の回数は2回とし、その結果落札者がいないときは、入札不調とします。
- 3 1回目の入札に参加しなかった者及び無効の入札をした者は、再度の入札に参加することはできません。

第13 契約保証金

- 1 契約保証金を要する場合は、落札者は、契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければなりません。
- 2 契約保証金の額は、契約金額の10分の1に相当する額以上とします。(1,000円未満の金額は、1,000円に切り上げ)
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除します。
 - (1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約保証金額以上）を締結したとき。
 - (2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約（保証金額は、契約保証金額以上）を締結したとき。

第14 契約書の提出

- 1 落札者は契約書に記名押印し、必要書類を添えて速やかに医療センターに提出しなければなりません。なお、契約締結日は原則として落札決定日から10日以内となります。
- 2 前項による契約締結の手続を怠ったときは、落札又は契約の決定は無効となる場合があります。

第15 誓約書の提出

- 1 誓約書を要する場合は、落札者は、東大阪市暴力団排除条例に基づく誓約書に記名、押印し、速やかに医療センターに提出しなければなりません。なお、誓約日は契約締結日と同日となります。
- 2 前項による誓約書の提出を怠ったときは、当該契約を締結せず、入札参加停止等の措置を行うことがあります。

第16 その他

入札参加者は、入札終了後、この注意事項、配布資料、契約条項についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し出ることはできません。